

改正

平成30年6月29日条例第21号

刈谷市歴史博物館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、博物館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 刈谷市歴史博物館
- (2) 位置 刈谷市逢妻町4丁目25番地1

(事業)

第3条 刈谷市歴史博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び供用すること。
- (2) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する解説書、目録、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (4) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (5) その他刈谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたこと。

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物及び附属物を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(損害賠償義務)

第5条 故意又は過失により施設、設備又は博物館資料を破損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第6条 法第20条第1項の規定に基づき、刈谷市歴史博物館に刈谷市歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月24日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに次項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第49号を第50号とし、第48号の次に次の1号を加える。

(49) 歴史博物館協議会委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第49号」を「第2条第1項第50号」に改める。

附 則（平成30年6月29日条例第21号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。